

5月6日まで休館としていた公民館や体育館等の町有施設については、
5月20日(水)まで休館を延長します。

【対象施設】

- ・中央公民館
- ・各地区公民館分館
- ・前山公園体育館、グラウンド、テニスコート
- ・竜王テニスコート
- ・飯尾川公園
- ・各小中学校体育館、グラウンド
- ・高川原福社会館
- ・石井町相撲場
- ・各地区教育センター